

宮代町議会基本条例検証シート（議会運営委員会）

【評価の段階】

【評価後の取組】

A	達成	当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。	1	継続	条文に従い、これまでどおり継続して取り組む。
B	一部達成	一部その目的を達成した。	2	検討	達成に向けて新たな取り組みを検討する。
C	未達成	目的を達成できなかった。	3	改正	条文の改正を検討する。
－	対象外	検証の対象外	－	対象外	検証の対象外

条	項	条 文	審議内容	評価	取組
前文	－	<p>宮代町議会(以下「議会」という。)は、直接選挙で選ばれた町長とともに宮代町の代表機関を構成する。町長には執行権が、議会には議決権が与えられている。この2つの代表機関は、町民の信託を受けて、町全体の福祉向上と地域社会の発展のため活動する。</p> <p>議会は、多様な民意を反映しつつ、町の意味の決定を行う機能及び執行機関の監視を行う機能を担い、議会自らの創意と工夫、議会内の論議を経て、市民参加のまちづくりに寄与しなければならない。</p> <p>よって議会の公正性、透明性を保ち、開かれた議会及び市民参加による豊かな活力あるまちづくりのために、宮代町議会基本条例を定める。</p>	検証の対象外		
第1条	見出し 第1項	<p>(目的)</p> <p>この条例は、開かれた議会を目指し、議会及び議員の活動原則を定め、市民参加により豊かな活力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	・検証の対象外		
第2条	見出し 第1項	(議会の基本原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。			
	第1号	公正性及び透明性を確保すること。			
	第2号	市民(町内に居住する者、町内に在勤する者、町内に在学する者、町内で事業その他の活動を行うもの等をいう。以下同じ。)にわかりやすい言葉で説明するように努めること。			
	第3号	市民が傍聴しやすい環境整備に努めること。			
	第4号	市民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための議会運営に努めること。			
第5号	町の施策が効率的かつ適正に実施されているかを監視すること。				
第3条	見出し 第1項	(議員の活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。			
	第1号	議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の場を積極的に作り発言すること。			
	第2号	市民の意見を的確に把握するとともに、市民サービスの向上に努めること。			
	第3号	議員立案による積極的な条例提案を行うよう努めること。			
第4条	見出し 第1項	<p>(市民参加及び説明責任)</p> <p>議会は、市民の意向を把握し、もって議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。</p>			

	第2項	議会は、多様な手段を用いて議会活動に関する情報を積極的に発信するとともに、市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとする。			
第5条	見出し 第1項	(議会懇談会等) 議会は、市民に議会活動を報告し、並びに市民と自由に意見及び情報の交換をするための議会懇談会等を開催する。			
	第2項	議会は、市民の要望により、町政に関する特定の課題について意見を交換する場を随時設けることができる。			
	第3項	議会は、議会懇談会等で得た市民からの意見及び情報を議会活動に反映するよう努めるものとする。			
第6条	見出し 第1項	(会議及び資料の公開) 議会は、会議(本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会をいう。以下同じ。)を原則として公開するものとする。			
	第2項	議会は、会議において使用する資料を原則として公開し、当該資料については市民が自由に閲覧できるようにしなければならない。			
第7条	見出し 第1項	(議案に対する賛否の公表) 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会だより等に公表するものとする。			
第8条	見出し 第1項	(法第96条第2項による議決事項) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項は、宮代町まちづくり基本条例(平成19年宮代町条例第26号。)第20条に規定する宮代町総合計画の策定及び変更に関するものとする。			
第9条	見出し 第1項	(町長等と議会及び議員の関係) 会議における議員と町長及び執行機関の職員の質疑応答は、論点、争点を明確にし、市民にわかりやすく行うものとする。			
	第2項	前項に規定する質疑応答は、本会議における一般質問においては一問一答方式で行うものとする。			
	第3項	議長から本会議への出席を要求された町長、副町長及び教育長は、議員の一般質問に対して議長の許可を得て反問することができる。			
第10条	見出し 第1項	(議案審議における説明及び資料要求) 議会は、町長が議案を提案するときは、次に掲げる事項について説明及び資料を町長に求めることができる。			
	第1号	政策の必要性			
	第2号	意思決定及び提案に至るまでの経緯			
	第3号	財源措置			
	第4号	将来にわたる政策等の効果及びコスト			
	第5号	前各号に掲げる者のほか、議会が必要と認める事項			

	第2項	議会は、議案審議にあたっては、政策の立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資するよう努めるものとする。			
第11条	見出し 第1項	(議会の資料要求) 議会は、町長及び執行機関に対し、町政に関する資料及び記録を求めることができる。			
第12条	見出し 第1項	(参考人制度及び公聴会制度) 議会は、法第100条の2の規定による専門的知見並びに本会議にあっては法第115条の2、委員会にあっては法第109条の5の規定による参考人及び公聴会を十分に活用し、専門的知見を有する者又は当事者の意見等の活用を図ることができる。			
	第2項	参考人及び公聴会に係る手続その他必要な事項は、宮代町議会委員会条例(平成3年宮代町条例第23号。)第3章及び第4章の規定による。			
第13条	見出し 第1項	(会派) 議員は、議会活動を行うにあたり、会派を結成することができる。			
第14条	見出し 第1項	(議員研修) 議会は、政策の立案及び提言の能力の向上等を図るため、議員に対する研修を充実するよう努めるものとする。			
第15条	見出し 第1項	(議会広報) 議会は、町政に係る重要な情報を議会広報により、市民に対して周知するよう努めるものとする。			
	第2項	議会広報は、議員主体による調査、編集を行い、わかりやすく身近なものとするよう努めるものとする。			
第16条	見出し 第1項	(議会図書室) 議会は、議会図書室を設置するとともに、適正に管理し、運営するとともに、その機能の充実を図るものとする。			
第17条	見出し 第1項	(議会事務局の体制整備) 議会は、政策立案機能、監視機能及び調査機能を高めるため、議会事務局の体制整備並びに専門性の強化を図るものとする。			
第18条	見出し 第1項	(議員の政治倫理) 議員は、宮代町議会議員政治倫理条例(平成23年宮代町条例第23号。)を遵守しなければならない。			
第19条	見出し 第1項	(条例の検証及び見直し手続き) 議会は、次の一般選挙までに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証しなければならない。			
	第2項	前項に規定する検証は、議会運営委員会において行い、議会運営委員長はその結果を議長に報告しなければならない。			

	第3項	議長は、前項の報告に基づくほか、条例の見直しの必要があると認めるときは、議会運営委員員会において制度の改善を検討させるものとする。		
	第4項	議会は、この条例を改正する場合に、本会議において改正の理由を説明しなければならない。		
第20条	見出し 第1項	(委任) この条例に定めるもののほか、議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。		